

## 東 金 市 電 子 入 札 約 款

### (目的)

第1条 東金市の発注に係る建設工事、測量・建設コンサルタントその他の業務委託、物品の購入及び製造の請負等の競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び東金市財務規則（平成5年東金市規則第1号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによる。

### (入札等)

第2条 入札参加資格（基本的な資格要件とする。）がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、東金市入札参加資格者審査に申請した代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退する方法は、次のとおりとする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

(2) 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までに入札を辞退する場合は、入札辞退届を契約担当課に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

### (未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとする。

### (入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができるものとする。

2 入札談合に関する情報があった場合において、その情報の信憑性が高いと判断したものの、

その談合等の事実が確認されないときは、入札参加者から抽選によってその半数を選出し、入札を執行することができるものとする。

- 3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。
- 4 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

#### (開札)

第6条 契約執行者は、入札公告に示した日時及び場所において、電子入札システムにより開札を行うものとする。

- 2 入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。なお、復代理人が立ち会う場合は、立会委任状を立ち会い時に提出するものとする。
- 3 入札参加者の立ち会い希望がない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

#### (無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 必要事項を欠く入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 電子証明書を不正に使用した入札
- (7) 工事費等内訳書を提出することが条件の入札の場合において、工事費等内訳書の提出がない又は工事費等内訳書に重大な不備のある者のした入札
- (8) 予定価格を事前公表する入札の場合において、予定価格に105分の100を乗じた額を超える入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

#### (落札候補者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格（最低制限価格の設定がない案件はこの限りでない。）をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

- 2 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

#### (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第9条 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定する。

- 2 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該対象者に次順位候補者の順位決定が必要となった旨を連絡し、来庁によりくじを引かせ次順位候補者の順位を決定するものとする。

### (再度入札)

第10条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格(最低制限価格の設定がない案件はこの限りでない。)をもって有効な入札をした者がいないときは、契約担当課が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として2回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札に参加した者で最低制限価格(最低制限価格の設定がない案件はこの限りでない。)を下回らない入札をした者とする。ただし、当該再度入札の前の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。
- 4 前3項の規定に係わらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札を行わないものとする。

### (落札候補者の資格確認及び落札決定)

第11条 落札候補者となった者は、事後審査に係る入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)を契約担当課に持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 2 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、契約担当課長は、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に資格確認申請書の提出を求めるものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内(閉庁日を除く。)に契約担当課長まで書面をもって、その理由の説明を求めることができるものとし、契約担当課長は、書面を受理した日から3日以内(閉庁日を除く。)に書面をもって回答するものとする。
- 4 前3項の規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を求めた場合において準用する。
- 5 資格確認申請書を提出した候補者が、入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者として決定する。この場合において、既に確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わないものとする。

### (契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定の日から14日以内に当該契約(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年東金市条例第8号)第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約。次項において同じ。)を締結しなければならない。ただし、契約担当課長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

### (契約の保証)

第13条 落札者は、当該契約の締結に際し、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。

- (1) 金融機関等(金銭保証人)の「保証書」
- (2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券(履行ボンド)」
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証書」

- (4) 契約保証金（現金）納付の場合は、「歳入歳出外現金払込書兼領収書」
- (5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証書」

**（異議の申立）**

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

**（電磁的な記録を使用した通知等）**

第15条 この約款に規定する公告、通知、図面及び仕様書等は、電磁的な記録を使用した方法によることができるものとする。

**附 則**

この約款は、平成19年11月28日から施行する。